

带状疱疹ワクチンの定期接種が開始

▶ 問合せ 健康福祉課健康係 ☎ 25-3285

带状疱疹とは、水痘・带状疱疹ウイルス（いわゆる『水ぼうそう』）に感染後、生涯にわたって神経に潜伏しているウイルスが、加齢、疲労、免疫抑制状態などの免疫力低下によって再活性化して起こる病態のことです。予防としてワクチン接種が有効です。

対象者

- ①令和7年度に65.70.75.80.85.90.95歳になる者
- ②100歳以上の者
- ③60～64歳で国が示す基礎疾患を持つ者

自己負担額

生ワクチン 4,000円/回（1回接種）
不活化ワクチン 7,000円/回（2回接種）

対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※予診票（みどり色）は個別発送されるため、申請は不要です。
※予診票がない場合は、全額自己負担になります。

注意事項

- ◆接種する医療機関はかかりつけ医をおすすめします。
- ◆医療機関にお問い合わせの上、受診してください。
- ◆すでに接種されているにもかかわらず通知が届いた方は、お手数ではございますがご連絡ください。

定期接種者以外の費用助成

带状疱疹ワクチンの定期接種以外のワクチン接種に対しても費用助成を行います。
対象となる方はご利用ください。

- 【対象者】 50歳以上で過去に村の助成を受けたことがない者
【助成額】 生ワクチン：4,000円/回（1回接種）
不活化ワクチン：10,000円/回（2回接種）
【申請方法】 1. 健康福祉課の窓口で申請書記入
2. 申請後に予診票（白色）を受け取り、病院に提出

高齢者世帯等のエアコン設置助成

▶ 問合せ 健康福祉課福祉係 ☎ 25-3285

経済的にエアコンの設置が難しい高齢者や障害者の皆さんの熱中症対策として、エアコン設置費用の一部を助成します。

助成内容

エアコン購入費および設置費の2分の1

最大 **50,000円** ※1世帯1台まで

対象者

自宅にエアコンが設置されていない、または使用できるエアコンが1台もない村内在住者で、同居している世帯員全員の住民税が非課税、かつ村税等の未納がない人の内、下記のいずれかに該当する人

- ◆75歳以上の者のみで構成される世帯
- ◆身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている人がいる世帯
- ◆療育手帳A判定の人がいる世帯
- ◆精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人がいる世帯

